

28. 概 要

(1)沿 革

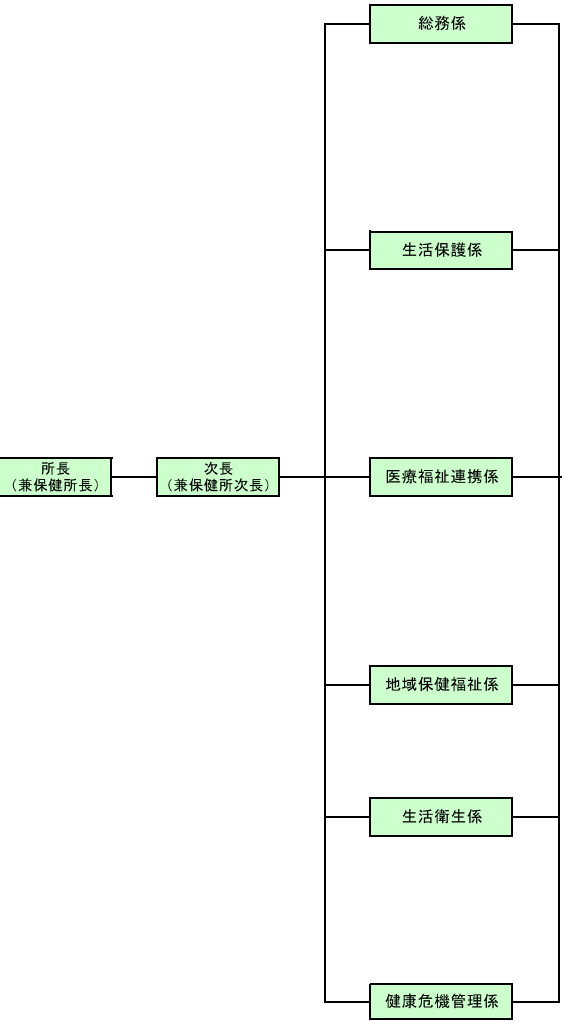
彦根保健所は、昭和19年10月、彦根市上藪下町31番地に設置され、当時は1市3町20村(面積338km²、人口136,808人)を管轄、彦根簡易保健相談所の設備一切を引き継ぎ、その間事業の増大に伴い、一部増改築を行い、漸次整備をしてきたが、庁舎の狭隘老朽化は年々甚だしく設備も拡充整備の必要性が生じたことから、昭和36年1月現在の彦根市和田町41番地に新庁舎を建設(総工費1,586万円)し、現在に至っているが、その主たる推移は次のとおりである。

昭和19年10月1日	滋賀県立彦根保健所設置、初代所長青木選吉就任
昭和20年6月2日	第2代所長本庄千代就任
昭和21年4月1日	第3代所長矢崎知秀就任
昭和22年4月1日	保健所法の改正に伴い、衛生行政事務を彦根警察署より引継
昭和23年5月14日	敷地(545.66m ²)、庁舎(207.9m ²)買収
昭和25年6月1日	本館(木造瓦葺モルタル塗2階建152.16m ²)増築、試験室(木造平屋建33m ²)、車庫(12.38m ²)、物置(11.55m ²)、山羊舎(3.96m ²)を新築
昭和26年2月1日	保健所の規格制定によりB級に各付け
昭和27年5月17日	優生保護法の一部改正に伴い、彦根優生保護相談所を併設
7月30日	保健所結核診査会を設置
昭和28年3月25日	自動車車庫、犬舎を新築
6月10日	敷地(38坪07)原幸男より寄付採納
昭和29年3月27日	保健所運営協議会を設置
昭和30年9月1日	滋賀県行政組織規程の改正により三課制(庶務、保健、衛生)を施行
昭和31年9月11日	第4代所長竹尾余一郎就任
昭和35年1月10日	彦根市和田町41番地を彦根市より借用、新庁舎建築起工
昭和36年2月12日	庁舎本館(鉄筋コンクリート造り二階建一部平屋建 724.95m ²)および附属建物(91.25m ²)完成
3月1日	新庁舎に移転、業務開始
4月1日	保健所型別人口別分類により、UR3型に各付
昭和38年4月1日	第5代所長小菅七三就任
昭和43年11月27日	彦根市より借用の土地(1,742.28m ²)を県に所有権移転(和田町41番地の10)
昭和44年3月31日	犬舎(鉄筋ブロック建15m ²)および自動車車庫(鉄骨建鉄板葺48.82m ²)を新築
昭和44年4月1日	滋賀県保健所の名称、位置および管轄区域に関する条例改正により滋賀県彦根保健所と改称
昭和45年3月31日	狂犬病予防技術員控室(プレハブ19.44m ²)新築
4月1日	滋賀県行政組織規程の一部改正により、保健課が保健予防課に改称。また、庶務・保健・予防・衛生の各係を設置
12月12日	所長室(鉄筋ブロック建22.80m ²)を増築、事務室を一部改造
昭和48年9月30日	犬抑留舎(鉄筋ブロック15m ²)を改造
昭和49年4月1日	滋賀県行政組織規程の一部改正により、保健予防課の保健係、予防係を保健指導係、保健予防係に改組。滋賀県職員の職の設置に関する規程の一部改正により、保健所次長制を設置
昭和50年4月1日	第6代所長中川卓雄就任
昭和51年3月26日	車庫増築(32.20m ²)
4月1日	保健所型別人口分類により、R3に格付
昭和52年8月1日	冷房設備新設
昭和53年9月1日	排水修理および犬舎増築修理(4.76m ²)
昭和54年4月1日	第7代所長田崎正善就任
昭和55年3月31日	敷地(282.90m ²)彦根市より購入、全敷地(2,025.18m ²)となる。

昭和56年1月10日	プレールーム、精神衛生相談室、所長室、会議室、会議室を増築(鉄骨造230㎡)
昭和57年4月1日	第8代所長村田照子就任
昭和58年4月1日	第9代所長草野文嗣就任
昭和62年4月1日	滋賀県行政組織規程の一部改正により、環境公害課を設置
平成3年4月1日	保健所型別人口分類により、UR3に格付
6月1日	第10代所長淵上哲就任
平成4年4月1日	滋賀県行政組織規程の一部改正により、環境公害課を環境保全課に改組
平成8年3月31日	障害者用便所、点字ブロック敷設
平成9年1月29日	合併浄化槽に改修
4月1日	第11代所長伊藤直就任 滋賀県行政組織規則の一部改正により、環境保全課改組し、県事務所に移設。保健福祉推進担当を設置、保健予防課を健康増進課に改組し、保健指導係、健康推進係の2係制、衛生課を生活衛生課に改組。保健所結核診査会を長浜保健所へ併合
平成10年4月1日	滋賀県行政組織規則の一部改正により福祉事務所を廃止し、福祉事務所と保健所を統合して健康福祉センターを設置。初代センター所長藤田博(兼県事務所所長)および第12代所長大佛正隆就任、健康福祉課に総務担当および健康福祉推進担当、福祉課に社会係および福祉係、健康増進課に保健指導係および健康推進係をそれぞれ設置。
10月2日	別棟(診察室兼予備室、図書室兼処置室および文書倉庫)131.4㎡を増築
平成11年4月1日	第2代センター所長宮村統雄(兼県事務所所長)および第13代所長角野文彦就任
平成13年4月1日	滋賀県行政組織規則の一部改正により、地域振興局地域健康福祉部を設置し、総務調整課(総務企画担当および生活保護担当)、健康福祉推進課(地域保健福祉担当および健康づくり担当)、生活衛生課の3課を設置。初代寺尾敦史部長(兼第14代保健所所長)就任
平成15年11月	下水道接続
平成16年 3月	車庫解体
平成17年4月1日	滋賀県行政組織規則の一部改正により総務調整課を廃止し、総務調整を健康福祉推進課に改組し、総務調整担当、生活保護担当、地域保健福祉担当、健康づくり担当と生活衛生課の2課を設置。第2代前田博明部長(兼第15代保健所所長)就任
平成18年4月1日	滋賀県行政組織規則の一部改正により健康福祉推進課を保健福祉課(総務調整担当、生活保護担当および地域保健福祉担当)に、生活衛生課を健康衛生課(健康づくり担当および生活衛生担当)に改組
平成20年4月1日	第3代大佛正隆部長(兼第16代保健所所長)就任
平成21年4月1日	滋賀県行政組織規則の一部改正により、地域振興局地域健康福祉部を廃止し、健康福祉事務所を設置。初代大佛正隆所長(兼第16代保健所所長)就任
平成23年4月1日	第2代嶋村清志所長(兼第17代保健所所長)就任
平成24年4月1日	第3代小林靖英所長(兼第18代保健所所長)就任
平成25年3月29日	自家発電設備整備工事が完成
平成25年4月1日	滋賀県行政組織規則の一部改正により、保健福祉課および健康衛生課を廃止し、総務調整担当、生活保護担当、地域保健福祉担当、健康づくり担当および生活衛生担当に改組
平成26年4月1日	第4代瀬戸昌子所長(兼第19代保健所所長)就任
平成28年4月1日	滋賀県行政組織規則の一部改正により、総務調整係、生活保護係、地域保健福祉係、健康推進係および生活衛生係に改組。第5代勝山和明所長(兼第20代保健所所長)就任
平成29年4月1日	滋賀県行政組織規則の一部改正により総務調整係を総務係に、健康推進係を医療福祉連携係に改組。
平成30年4月1日	第6代切手俊弘所長(兼第21代保健所所長)就任
令和2年4月1日	第7代小林靖英所長(兼第22代保健所所長)就任
令和4年4月1日	第8代川上寿一所長(兼第23代保健所所長)就任
4月1日	滋賀県行政組織規則の一部改正により健康危機管理係を設置
令和5年4月1日	第9代嶋村清志所長(兼第24代保健所所長)就任
令和6年4月1日	第10代平野雅穂所長(兼第25代保健所所長)就任

(2)機 構

組織・事務分掌(令和6年度)



- (1)防災行政無線の管理運用に関すること。
- (2)地域保健、地域医療および地域福祉の総合推進に関すること。
- (3)地域保健、地域医療および地域福祉に係る市町相互間および関係団体との連絡調整に関すること。
- (4)地域の保健、医療および福祉の連携の推進および調整に関すること。
- (5)地域の医療福祉の推進および調整に関すること。
- (6)介護保険制度に関すること。
- (7)地域保健、地域医療および地域福祉に係る情報および統計に関すること。
- (8)地域保健、地域医療および地域福祉に係る調査研究に関すること。
- (9)医療機関従事者に関すること。
- (10)病院および診療所に関すること。
- (11)医療機関等の指導に関すること。
- (12)地域の在宅医療の推進および調整に関すること。
- (13)地域保健、地域医療および地域福祉に係る広報および啓発に関すること。
- (14)地域保健従事者に係る研修に関すること。
- (15)リハビリテーションに関すること。
- (16)生活保護に関すること。
- (17)生活困窮者の自立支援に関すること。
- (18)社会福祉事業に関すること。
- (19)地域福祉活動の指導育成に関すること。
- (20)民生委員児童委員および主任児童委員に関すること。
- (21)遺族戦傷病者等の援護に関すること。
- (22)児童福祉に関すること。
- (23)知的障害者福祉に関すること。
- (24)身体障害者福祉に関すること。
- (25)発達障害者支援に関すること。
- (26)障害者の自立支援に関すること。
- (27)老人福祉に関すること。
- (28)母子家庭、寡婦および父子家庭の福祉に関すること。
- (29)配偶者からの暴力による被害者等の保護に関すること。
- (30)児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当および経過的福祉手当に関すること。
- (31)青少年施策の推進および関係機関等との連絡調整に関すること。
- (32)災害救助に関すること。
- (33)行旅病人および行旅死亡人に関すること。
- (34)母子保健に関すること(児童福祉法に規定する事務を含む。)
- (35)精神保健および精神障害者福祉に関すること。
- (36)特定疾患等に関すること。
- (37)市町の保健事業に係る連絡調整、技術的助言および必要な援助に関すること。
- (38)保健医療関係教育機関在学者等の現地研修に関すること。
- (39)中国残留邦人等に関すること。
- (40)健康増進に関すること。
- (41)栄養改善に関すること。
- (42)歯科保健に関すること。
- (43)後天性免疫不全症候群、結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。
- (44)予防接種に関すること。
- (45)感染症の診査に関する協議会に関すること。
- (46)調理師およびふぐ調理師に関すること。
- (47)栄養士に関すること。
- (48)旅館業、興行場および公衆浴場に関すること。
- (49)理容所、美容所およびクリーニング所に関すること。
- (50)水道に関すること。
- (51)第46号から前号までに掲げるもののほか、生活衛生に関すること。
- (52)家庭用品の安全に関すること。
- (53)食品衛生に関すること(特定の食品等製造等施設およびと畜場に併設された食肉処理業の施設の監視指導等に関するものを除く。)
- (54)ふぐ取扱施設に関すること。
- (55)化製場等に関すること。
- (56)食鳥処理に関すること。
- (57)狂犬病の予防ならびに犬および猫の引取りに関すること。
- (58)飼養動物の保護および管理に関すること。
- (59)薬事に関すること。
- (60)毒物および劇物に関すること。
- (61)麻薬および向精神薬に関すること。